

京都大学生命科学研究科同窓会いぶき会則

平成 25 年 11 月 27 日制定

第 1 条 この会の名称を「京都大学生命科学研究科同窓会いぶき」とする。

第 2 条 この会は、会員相互の親睦を深め、生命科学研究科の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 この会の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 会誌「いぶき」の発行
- (2) 総会の開催
- (3) 会員相互の親睦を深めるための行事
- (4) 生命科学研究科教員と学生の交流を促進するための行事
- (5) 生命科学研究科の発展に必要な行事
- (6) その他同窓会の発展に必要な行事

第 4 条 この会の会員は、次の者とする。

- (1) 生命科学研究科の学生である者
- (2) 生命科学研究科の学生であった者
- (3) 生命科学研究科の教員である者
- (4) 生命科学研究科の教員であった者
- (5) その他、役員会が適当と認めた者

第 5 条 この会の役員として、会長、副会長、理事、監査をおく。

- 2 会長は、生命科学研究科長をもって充てる。
- 3 副会長、理事及び監事は、会員の中から会長が指名する。
- 4 役員は、役員会を構成し、この会の運営内容を審議し、第 3 条の事業を実施する。
- 5 役員会は、会長が招集する。

第 6 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、副専攻長を含む在任中の教員から会長が指名し、会長を補佐する。
- 3 会長は、副会長の中から会長代行を指名し、会長に事故あるときはその職務を代行させるとともに、京都大学同窓会幹事会の委員を兼務させる。
- 4 理事は、副研究科長、専攻長、ならびに元教員から会長が指名する。理事に指名された元教員は、京都大学同窓会評議員を兼務する。
- 5 監事は、この会の会計を監査し、総会で会計状況を報告する。

第 7 条 会長を除く役員の任期は、会長である生命科学研究科長の在任期間とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員に欠員を生じた場合、会長が後任者を指名する。なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 総会は、2 年毎に開催する。

- 2 総会の期日は、役員会が決定する。
- 3 役員会は、必要と認めるとき、臨時の総会を開催することができる。

第 9 条 この会則の改正は、総会において行う。

第 10 条 この会の事務局は、生命科学研究科事務室に置く。

第 11 条 本会が実施する事業は、会員ならびに生命科学関連団体等からの寄付で実施し、会員からの年会費は徴収しない。

第 12 条 この会の事業を会員に通知する為に生命科学研究科のホームページを活用する。

第 13 条 この会は、その目的を達成するために支部を置くことができる。

- 2 支部には支部長を置くことができる。

附則 この会則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。